お知らせ ［企画課　☎42-6603］

平成25年 住宅・土地統計調査

平成25年10月に総務省統計局による「住宅・土地統計調査」が実施されます。これは居住する建物に関する実態や、住宅・土地の保有状況などの現状をと推移を明らかにする調査です。

この準備事務として、1月中旬から2月にかけて、アパート・マンションなどの住戸数や居住世帯の有無を確認するため、県が任命した指導員が地域を巡回します。みなさんのご協力をお願いします。

【統計調査の流れ】

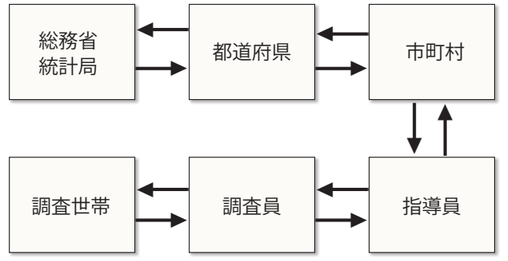

募集 ［教育課　☎22-3385］

平成25年度 筑前町奨学生募集

平成25年度の高等学校等奨学金貸与奨学生を募集します。奨学金は経済的理由により修学が困難な学生に貸与されます。奨学金の額や制度の内容などについて、くわしくは教育課学校教育係までお問い合わせください。

▼対象　町内在住で、高校、高等専門学校、短期大学、大学に通学する本人、または保護者
※所得制限があります。
▼申込〆切　3月22日㊎

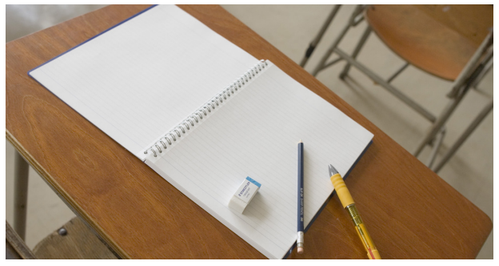

↑等しい学習の機会が与えられるための制度です

お知らせ ［税務課　☎42-6608］

償却資産（固定資産税）の申告をお忘れなく

償却資産とは、土地や家屋以外の、事業に用いる資産（会計上減価償却できるもの）のことで、固定資産税の対象です。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在、所有の償却資産について申告する必要があります。また、不動産所得や農業所得を得ている人も対象となります。

▼償却資産の主なもの
・広告塔、舗装路面など
・工作機械、印刷機械、各種産業用機械など
・フォークリフト、台車、構内運搬車、9ナンバーの農耕車両など（自動車税、軽自動車税の対象は除く）
・は種機、田植機、管理機、散布機など
・ビニールハウスなど
▼申告期限　1月31日㊍
▼提出先　税務課固定資産税係
▼申告上の注意点
耐用年数省令の改正により、平成21年度以降、資産区分が、55区分に変わり、法定耐用年数も見直されています。

※償却資産の所有者には、法令により申告する義務があります。未申告には過料が、虚偽申告には懲役または罰金が科せられることがあります。

↓償却資産申告書

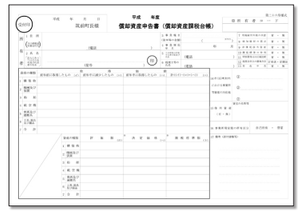

新築・増築・滅失建物の届出をお願いします

固定資産税は毎年1月1日が基準日になります。12月末までに建物を建てられた場合は、平成25年度から新たに固定資産税がかかります。

平成24年中に建物を新築、増築あるいは壊された場合は、現地調査を行いますので1月31日㊍までに税務課固定資産税係までご連絡ください。なお、法務局で登記をされた場合は届出の必要はありません。

啓発 ［消費生活センター　☎42-6619］

消費生活情報 vol.37 「製品は正しく使って事故を防ごう」

製品の安全性を確認するためのSGマーク↓

□購入時に安全性をチェックする
製品を買うときは製品の機能やデザイン、安全性も確認しましょう。

□取扱説明書をよく読み正しく使う
製品事故の3割は誤った使用法が原因といわれています。使用上の注意をよく読みましょう。

□長年使っている製品はきちんと点検する
外見では問題ないように見えても、部品などが劣化している場合があります。日頃から定期的に点検や掃除をしましょう。

□子どもや高齢者に目を配る
子どもは好奇心旺盛。思いがけない行動が事故につながるので、目を離さないことが大切です。
一方、高齢者は、不慣れが原因で事故に巻き込まれやすいので、注意しましょう。

□製品事故・リコール情報をチェック
日頃から、製品事故やリコール情報に関心を持ちましょう。対象の製品を使っていた場合、必ず問い合わせ先に連絡してください。

長期使用製品安全点検制度
長期間の使用による劣化が重大な事故につながるおそれの多い、屋内式ガス瞬間湯沸器、屋内式ガスふろがま、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗浄機、浴室用電気乾燥機を対象に定められた制度です。「購入時、メーカーに所有者登録をする」「メーカー側から点検通知が届いたら、必ず点検を受ける」などの行為が消費者に義務づけられています。

消費生活で困った時は相談ください。秘密厳守・相談無料です。

時間　毎週㊋～㊎
9時～12時、
13時～16時
場所　コスモスプラザ1階

啓発 ［三輪交番　☎24-2302／夜須交番　☎42-2110］

交番だより「運転中の携帯電話は危険！」

今なお、運転中や道路脇に駐車しての携帯電話の使用が原因で起こる交通事故が後を絶ちません。運転中の携帯電話の使用は、思わぬ大事故につながります。また、道路脇での駐車は、他のドライバーにとって危険な死角を生み出します。車に乗っているときは携帯電話を使用しないようにしましょう。

緊急時には
あわてずあせらず110番
110番は、事件・事故の緊急通報専用電話です。急を要しない相談などの110番通報は、1分1秒を争う緊急の事件事故への対応を遅らせる原因になります。警察への相談、要望などは、朝倉警察署（22-0110）や相談ダイヤル（#9110）をご利用ください。

県警音楽隊定期演奏会
▼日時　2月23日㊏
14時開演（13時開場）
▼場所　アクロス福岡シンフォニーホール
※入場は無料ですが、入場の整理券が必要です。くわしくは、県警察本部広報課（092-641-4141）までお問い合わせください。

筑前町11月の事故等発生状況（前月比）

事件・事故	夜須交番	三輪交番
物件事故	29件 （－4）	19件 （－3）
人身事故	13件 （±0）	9件 （－1）
屋内盗	0件 （±0）	0件 （－3）
屋外盗	5件 （±0）	4件 （－3）
その他	2件 （±0）	1件 （±0）

警察の相談ダイヤル
＃9110

犯罪被害の未然防止など、県民生活の安全に関する相談や、警察に対する要望・意見に応える相談窓口を開設しています。